



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 オーシャンシステム
所 在 地 新潟県三条市西本成寺二丁目 26 番 57 号
代表者名 代表取締役社長 樋口 毅
(JASDAQ・コード 3096)
問合せ先 取締役管理本部長 古川原英彦
電話番号 (0256) 33-3987 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり、平成21年6月25日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第8条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第9条の実質株主および第11条の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第11条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (3) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上

別紙

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社の商号は、株式会社オーシャンシステムとし、英文では、OCEAN SYSTEM CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1) ~ (13) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(14)</u> (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (4) (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社オーシャンシステムと称し、英文では、OCEAN SYSTEM CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (13) (現行どおり)</p> <p><u>(14) 広告代理業</u></p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>